

こども庁の設置を求める意見書

近年、子どもたちを取り巻く環境が急速に変化し、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっている。

少子化が進む我が国がめざすべき社会像は、すべての子どもたちが愛され健やかに育ち、子どもを一人の人間として尊重する、子どもの権利を基盤とした社会である。そして、子どもを望む人々にとって生み育てやすい社会を実現しなければならない。

子どもに関する諸課題は、さまざまな要因が密接に関連、連鎖し、広範囲かつ多岐にわたる。そして、その課題の多くは基礎自治体に存在している。子育て世代を包括的に支援するワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センター」等が全国的に設置されたが、子どもに関わる人員や予算不足、現場の課題が表面化されないなど、全国共通の課題が浮き彫りになりつつある。

子どもを主体とした一貫性のある支援、取り組みをすすめていくためには、国が子ども政策の総責任者として「縦割り」「横割り」「年代割り」を横断した総合調整機能と調査機能、データの一元的な集約をし、政策立案をすすめていく組織を創設する必要がある。

よって、国においては、子どもたちの今、未来を守る施策の充実を図るため、次の事項を実施するよう、強く要望する。

記

一 専任の大臣の下で、強い権限をもって子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。

二 「こども庁」には、各省庁や自治体、関係機関との強力な連携が取れる、子ども政策のプラットフォームとしての機能をもたせること。

三 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月24日

岐阜県山県市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)